⑵　「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が施行令附則第７条第20項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

①　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

②　「建築士の場合」の「一級建築士又は二級建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」又は「二級建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士又は二級建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条又は第３条の２に規定する建築物に該当するものとする。

③　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

④　「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

７　証明者が登録住宅性能評価機関の場合

⑴　「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該家屋が施行令附則第７条第20項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。

①　「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

②　「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

⑵　「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令附則第７条第20項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

①　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

②　「建築士の場合」の「一級建築士又は二級建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」又は「二級建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士又は二級建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条又は第３条の２に規定する建築物に該当するものとする。

③　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

④　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

８　証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

⑴　「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該家屋が施行令附則第７条第20項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。

①　「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第18条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

②　「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第１項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

⑵　「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令附則第７条第20項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

①　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

②　「建築士の場合」の「一級建築士又は二級建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」又は「二級建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士又は二級建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条又は第３条の２に規定する建築物に該当するものとする。

③　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

④　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

○国土交通省告示第二百九十五号

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十六号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第二十六号）の施行に伴い、平成二十六年国土交通省告示第四百十七号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

「附則第七条第十二項」を「附則第七条第十五項」に、「附則第十二条第二十四項」を「附則第十二条第二十六項」に、「附則第７条第12項」を「附則第７条第15項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百九十六号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の二第五項第一号イからチまで及び第二十三条の六第五項第一号イからチまでの規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一